

建設工事等の事故対応マニュアル

受注者用

令和 4 年度版

福井市建設部建築事務所

目 的

本マニュアルは、本市建設部建築事務所が発注する建設工事、解体工事等における工事事故発生時の対応・報告を迅速かつ適切に行うことを目的とする。

報告対象

本市建設部建築事務所が発注した「すべての事故」を対象とする。なお、工事事故の分類とレベルは表-1及び表-2とする。

事故処理の流れ

工事事故が発生した場合は、次に示す「応急措置」、「初動対応」、「事後対策」の各段階に
応じて迅速かつ適切に行うこと。

■応急措置

1. 負傷者の救護

人命最優先で救護を行う。

2. 二次災害の防止措置

波及事故を想定し、二次災害を未然に防止する措置を行う。

3. 事故現場の現状保存

工事事故のレベルが「2」又は「3」と想定される場合、事故現場の現状保持を行うとともに、所轄の警察署・消防署に通報する。また、警察署・消防署より指示があった場合は従わなければならない。

■初動対応

1. 発注者への連絡

応急措置後、監督職員又は発注課職員に状況を的確に電話で報告する。なお、休日及び時間外であっても必ずすること。

2. 速報の作成

発注者への連絡後、速やかに事故速報(第〇報)【様式1】を作成し、発注課宛てにファックス又はメールする。なお、続報や状況写真等経過報告は随時行う。

3. 工事事故の原因究明

レベル1の場合でも、工事事故原因がわからない場合は、必ず監督職員又は係長に事故現場の臨場を求めること。

■事後対策

1. 工事事故報告書の作成

工事事故のレベルについて監督職員と協議し、工事事故のレベルが「2」又は「3」と判断された場合は、工事事故報告書(施-21)を遅滞なく提出する。なお、事故の規模、過失の割合により工事成績評定点を減点する。

2. 建設工事事故データベースへの登録

監督職員から「建設工事事故データベース」(<https://sas.hrr.mlit.go.jp/>)への登録について指示された場合は登録を行うものとする。

表-1 工事事故の分類

労働災害	<p>工事作業場内及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事関係作業に起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。また、資機材・工場製品輸送作業（以下「輸送作業」という。）に起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>※工事作業場：工事を施工する場所の他、工事材料の集積・廃棄、又は作業通路等のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分した区域。</p> <p>※隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域</p>
もらい事故	工事区域において、工事関係者以外の第三者に起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。
死傷公衆災害	工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して工事関係者以外の第三者が死傷した事故。
物損公衆災害	工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して第三者の資産に損害を与えた事故。 ※注1
その他	工事区域において、火災又は爆発の事故、その他クレーン、ゴンドラ、ボイラー等に関する事故や不発弾が発見された場合など。 ※注2

※注1. 「物損公衆災害」で報告を要しない軽微なものとは、第三者の資産に損害を与えた事故により、第三者の死傷に繋がる可能性がないもの。(例) 水道管の破損で周囲への影響(断水等)が小さい場合など。また、第三者の死傷に繋がる可能性はないものの、広範囲の断水や架空線切断による停電、及び廃油の河川漏洩など、第三者への被害や周囲への影響が大きい場合は「その他」に区分する。

※注2. 「その他」で報告を要するものは、労働安全衛生規則第96条関係で労働基準監督署への届出(報告)が必要なものや、不発弾の発見等報道による注意を促す必要があるものなど。(例) クレーンやワイヤロープ切断に伴う事故など、労働基準監督署への届出(報告)を行う必要があるもの。

表-2 工事事故のレベル

レベル	区分	内容
1	軽微な事故	労働災害及びもらい事故のうち負傷の程度が軽い、並びに死傷公衆災害及び物損公衆災害のうち第三者(二次被災者)の死傷に繋がる可能性が少ない、若しくは被害・影響が小さい場合など
2	事故	休業4日以上を見込まれる人身災害(ただし、死傷公衆災害を除く)、並びに死傷公衆災害及び物損公衆災害のうち第三者(二次被災者)の死傷に繋がる可能性が高い場合など
3	重大な事故	人身災害のうち被災者が死亡した場合やクレーン転倒などの被害・影響が大規模な場合など

事故速報 (第 ○ 報)

報告日時 月 日
時 分

工事名			
受注者名			
連絡者		連絡先	

発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃	天候				
発生場所						
事故分類	1. 労働災害 2. もらい事故 3. 死傷公衆災害 4. 物損公衆災害 5. その他					
原因者	だれが (何が)	1. 工事関係者(受注者・下請負 次) 2. 通行人・住民等 3. その他()				
		氏名	住所			
		勤務先	連絡先		男・女	才
	備考					
	どうした時に (発生状況)	1. 現場作業中 2. 通行中 3. その他 ※詳細は内容欄に記載のこと				
被災者	だれが (何が)	1. 工事関係者 2. 通行人・住民等 3. 現場資機材等 4. その他(備考欄に記載)				
		氏名	住所			
		勤務先	連絡先		男・女	才
	備考					
	どうなった	1. 負傷 2. 死亡 3. 物損 ※詳細は内容欄に記載のこと				
周囲への影響	1. 多い 2. 少ない 3. なし ※詳細は内容欄に記載のこと					
	内容					
関係機関への連絡の有無	市監理課	水道管路課	下水管理課	県管理課		
	警察署	消防署	交通関係	労基署		
	北陸電力	NTT	その他			
添付資料	・ 現場見取り図 ・ 現場写真 ・ 事故状況図 ・ その他 ()					

※添付資料の該当に○印。

※下記2項目は最終報告までに記入すること。

事故後の対応 (応急措置等)	
事故の原因	
監督職員指示事項 (監督職員が記入)	

※受注者の方へ：事故発生時、太枠欄の情報を至急確認しTEL等で通報して下さい。

その他は確認後の第2、3報でよい。

福井市営繕工事の事故事例

工事内容	作業内容	事故の内容
新築工事	建て方を終え、屋根板金・内装仕上げ用に外部足場にシートを付けて建物四方に外部足場を組んでいた。	内外装の作業前であったため、風が建物内を吹き抜けやすい状態であった中、夜間の強風で外部足場のシートに想定以上の力がかかり足場が一部倒壊した。
屋根改修工事	体育館の瓦棒葺き鋼板屋根の改修で新規鋼板を既存屋根にかぶせるためビス打ち作業を行った。	通常、ビス打ち後にキャップをかぶせ一体の防水層を形成させるが、改修範囲が広すぎて同日中に全箇所のキャップ施工を完了できず、夜半の降雨により屋内に漏水した。
屋根改修工事	屋根葺替え作業で仕上げ材を撤去後、水が入らないようにブルーシートで養生した。	ブルーシートが強風により破れたため屋内が水浸しになった。
発電機更新工事	発電機の設置作業の際、発電機本体を横引きするためのコ口を60mmから15mmへ交換作業を行っていた。	発電機を支持していたジャッキを下降させたところ、基礎寸法の墨出し作業を行っていた作業員の人差し指が基礎と発電機との間に挟まれ受傷した。
トイレ改修工事	和式大便器の洋式化に伴う、既存便器周りの床コンクリートのはつり作業を行った。	下階の天井裏で養生せずにはつり作業を行ったため、コンクリート片を落下させ下階の天井を破損させた。
耐震補強工事	耐震補強箇所であるコンクリートブロック造壁の解体作業を行った。	コンクリートブロック造壁の壁自体が自身に倒れてきて、下敷きになり腕の骨を折った。
耐震補強工事	耐震補強前の壁をハンドブレーカーにより解体作業を行った。	屋内足場上での解体作業中にハンドブレーカーの反動によって後方下に転落した。
耐震補強工事	耐震補強工事を終え、窓ガラスのクリーニングを行った。	外部足場の撤去後に窓ガラスの外側をクリーニングすることとなり、命綱なしで3階の外壁の梁型に足をかけて窓ガラスを拭いている作業中に後ろ向きで落下して腰骨を骨折した。
耐震補強工事	屋上防水の改修の際に、仮設素屋根にブルーシートをかけて雨水の侵入がないよう養生した。	ブルーシートの養生があまく、集まった雨水がドレン周りから下階に漏水した。
消防設備工事	消火ポンプの更新にあたり、連結している管をすべて閉栓したうえで交換作業を行った。	作業終了後も高架水槽への揚水管の仕切弁を開け忘れたため高架水槽が枯渇し断水になった。
施設改修工事	電灯盤で改修対象室のブレーカーを遮断して作業を行った。	遮断したブレーカーに放送設備のブースター電源が含まれていることに気づかず、一時的に放送機器が使用できなくなった。
施設改修工事	いながら改修工事において供用区域と明確に区域分けするために十分養生したうえでのはつり作業を行った。	人の動線は明確に養生による区域分けができていたが、天井裏の養生を怠ったためのはつり作業による粉塵が供用区域に流入した。
施設改修工事	工事着手前の現地調査を行った。	施設に立入制限区域があると認識していたが、下請負業者が現地確認のみなら区域内に入ってもよいと誤認し立入制限区域に侵入した。
空調設備工事	外壁にプルボックスを設置するために外部足場の上で削孔作業を行った。	足場の上にいる作業員へ地上から削孔機を手渡すために片手で持ちながら足場に登ろうとしたところ、バランスを崩して後ろ向きに落下し腰骨を圧迫骨折した。
外壁改修工事	電動の金属製ワイヤブラシで外壁に付着した剥離剤を除去する作業を行った。	調理室の給気ガラリに養生をせずに電動ブラシで粉塵発生作業を行い、有圧換気扇の稼働により粉塵が室内に流入して調理中の食材に粉塵が混入したため配食を取りやめた。
外壁改修工事	敷地内の駐車場の一部をカラーコーンで区切って工事ヤードとし、ヤード内で仮設足場の積み荷作業を行った。	工事ヤードと駐車場の境界付近で仮設足場の撤収作業を行った際に、不安定な状態で立て掛けた足場が崩れて駐車場の教員車両に接触した。
外壁改修工事	外壁劣化部にエポキシ樹脂系接着剤を注入した。	引き戸扉の引込み部分の壁に補修注入器を設置したため、引き戸が開けられず入退室できなくなった。
外壁改修工事	外壁改修の劣化箇所の調査のため、施設の外壁周囲に外部足場の設置を行った。	施設側には外部足場内の立入禁止を知らせていたが、施設利用者が換気のために開けた扉から足場内に立入りブラケット小口に頭部をぶつけた。
解体工事	中高層建築物の躯体解体時に粉塵の飛散対策として散水を行った。	雨天作業中で命綱も装着せずに散水していたため足が滑り転落した。
解体工事	オールケーシング工法により杭(PC杭 杭径450 杭長20m)の引抜作業を行った。	雨天作業中で地中から引き上げた杭を地面に倒す際に、杭が折れて下杭が地面にたたきつけられた反動で周辺家屋に泥土が飛び跳ねて汚損させた。